

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水：ハザードマップ)

- ・当市のハザードマップによると、市内的那珂川流域では、これまでも数々の水害に見舞われてきた。特に、令和元年の台風第19号において大雨、洪水等、広い範囲に多大な被害を及ぼした。那珂湊地区の市街地地域において、浸水が予想されている。

(土砂災害：ハザードマップ)

- ・当市のハザードマップによると、那珂台地との境界線に当たる海岸線及び那珂川周辺地区一部は、地滑り等、土砂災害が生じる恐れがあるエリアとなっているが、住居・事業者はほとんど立地していない。

(地震：J-SHIS)

- ・地震ハザードステーションの防災地図によると、震度6弱以上の地震が今後30年間で80%以上の確率で発生すると言われている。

(津波)

- ・太平洋に面した当市は、東日本大震災では最大4mの津波を観測し、海岸線および那珂川流域に浸水被害をもたらしている。延歴のころより過去幾度となく津波被害にあってきた歴史があり、今後も三陸沖から房総沖を震源とする地震の発生が予見されており、最大5m以上10m以内の津波が発生するといわれている。

(感染症)

- ・新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(原子力災害)

- ・当市は隣接する、東海村に実用発電用原子炉があり、市内の一部が5km以内のPAZに、また市内全域が30km以内のUPZに含まれる。

(その他)

- ・インバウンドを含む観光需要の落ち込み、宿泊のキャンセル、イベントや会合の休止、外出自粛の動き等により売上が急減する。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者等数 5,383 人
- ・小規模事業者数 3,938 人

【内訳】

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考(事業所の立地状況等)
商 工 業 者	卸・小売業	1,451	770	市内に広く分散している
	宿泊・飲食サービス業	805	734	沿岸部や勝田駅前に多い
	生活関連サービス業	595	476	
	建設業	538	504	
	製造業	389	280	
	運輸業	144	96	
	不動産業	253	246	
	その他	1,208	832	

(3) これまでの取組

1) 当市の取組

- ・地域防災計画（風水害等・地震・津波・原子力災害）の策定
- ・市民参加による総合防災訓練実施
- ・災害時における物資の調達、災害ごみ処理等の協定・覚書の締結
- ・自主防災組織の結成促進及び育成（補助金）
- ・防災備品の各指定避難所への配備と管理・更新
- ・災害用井戸の設置
- ・新型コロナウイルス等感染症拡大防止にかかる指定避難所運営の見直し
- ・避難行動要支援者名簿の作成と各自治会との情報共有
- ・海拔表示板や避難所誘導看板等の設置・点検・更新
- ・防災行政無線での災害情報伝達のほか、メール、ツイッター等を利用した発信拡大
- ・洪水、土砂災害、防災ハザードマップの作成・配布
- ・原子力災害における安全協定の運用、広域避難に係る関係自治体との調整
- ・河川水害の防災減災対策協議会への参加、国・県との共同点検
- ・豪雨災害に伴う緊急治水計画の策定

2) 当所の取組

(自然災害)

- ・事業者BCP（事業継続力強化計画を含む）（以下、事業者BCPとする。）に関する国の施策の周知
- ・事業者BCP策定セミナーの開催
- ・防災備品（スコップ、発電機・懐中電灯、非常食等）を備蓄
- ・緊急用備品リストに基づき、災害発生時に必要な緊急用品等を備蓄するとともに、定期的に中身を点検し、緊急事態に使用できるよう維持管理に努めている。
- ・BCPの策定や見直しをする際の専門家派遣制度、防災・減災への取り組みに関する融資制度等、国や県の支援施策について、巡回・窓口相談等により周知している。
- ・BCP策定支援実績豊富な専門家による、BCPの必要性や基礎知識に関するセミナーの開催。
- ・「災害発生時対応マニュアル」の所内自衛消防隊編成の見直しを行うとともに、火災や地震発生時の人命保護と災害拡大の防止に向けた対応が図れるよう、防災訓練を年1回実施している。
- ・市が実施する防災訓練への参加及び協力
- ・災害発生時の職員の安否確認及び出勤（召集）可能人員を迅速に確認するための連絡網を導入している。
- ・日本商工会議所と連携し、災害時に備える会員向け保険制度への加入促進に取り組んでいる。

(感染症)

- ・日本商工会議所、ひたちなか市と連携した感染拡大防止に向けた情報提供を行う。

【相談窓口の開設】

- ・資金調達や補助金申請、雇用調整助成金、持続化給付金、休業要請への対応など関連する施策の情報提供を行っている。臨時相談窓口として、期間を限定し夜間や休日でも

の相談対応を行っている。

【影響調査の実施】

- ・当所会員 4,000 社を対象に、同感染症により企業活動にどんな影響を受けているのかについて実態調査を実施。

【地域飲食店応援プロジェクト】

- ・休業要請への協力や時短営業による来店客減少といった需要の急減により影響を受ける飲食店を対象に、売り上げ回復・販路の確保を目的としたテイクアウト&デリバリー応援キャンペーン、ひたちなかで食べよう応援キャンペーンを実施、PRコーナーを当所ホームページ上に掲載。
- ・クラウドファンディングサイトを掲載し参加店への支援を実施

【地域応援プロジェクト】

- ・イベント中止や来店客減少といった需要の急減により影響を受ける商工業者を対象に、売り上げ回復・販路の確保を目的とした20%のプレミアム付き商品券を総額6億円と追加として総額8億4千万円を販売、取扱店を当所ホームページ上に掲載。

II 課題

現状では、緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。

更には、災害復旧への備えとなる保険・共済に対する助言を行える当所経営指導員等職員が不足している、といった課題が浮き彫りになっている。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

(商工会議所の課題)

- ・市と商工会議所における災害時の取組は、「ひたちなか市地域防災計画」に(1) 商工業関係の被害調査及び応急対策の協力に関する事。(2) 救援物資及び災害復旧用資機材の確保協力に関する事。(3) 被災商工業者の相談及び指導に関する事。と規定されているが、その具体的な協力体制や対応に関するマニュアルが整備されていない。
- ・過去に作成したBCPはあるものの内容が不十分であり、実態に即していない(商工会議所内の防災体制に関するものにとどまっており、災害時の商工業者の状況把握の仕組みや復旧支援に関する対応が検討できていない。)
- ・当商工会議所那珂湊支所の所在地が地震・津波の被害や河川氾濫に伴う浸水の可能性が高く、発災時に早急な対応の拠点として機能しない可能性がある。
- ・BCPに沿った緊急対応のトレーニングが十分になされていないため、緊急対応の知識・行動を職員に周知・教育できていない。
- ・当所には、有事の際の防災経験および訓練自体の経験が少ない職員も在籍しており、今後はハザードマップの把握をはじめとする危機管理に関する情報収集、防災意識の高揚が急務である。

- 感染症リスクを考慮するとテレワークや遠隔地とのやりとりにおけるオンライン会議システム等の仕組みづくりが必要である。

(管内事業者の課題)

- 管内事業者のBCPあるいは事業継続力強化計画の策定件数が十分ではなく、啓発活動の強化が必要である。
- 事業者に向けて、地域の災害リスクに関しての周知が不足している。
- 管内事業者には小規模事業者(特に家族のみで経営している事業者)が多く、BCPへの関心が低く、BCPに取り組む意識も薄く優先順位も高くないため、防災・減災・復旧対策が不十分。
- 当所の事業者に対する支援においても事業計画策定支援や販路開拓支援が中心になっておりBCPに関する支援は少なく支援の比重も低いいため、BCPのメリットや必要性について事業者に周知が進んでおらず、令和2年度より策定支援を開始したがBCPの地区内策定支援件数の向上が課題である。
- 新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、本所・支所の2体制により支援業務は継続されると思われるが、機能低下のリスクがある。感染症リスクに対応した支援体制を構築する必要がある。

III 目標

- 地区内小規模事業者に対して災害リスクの認識を促すとともに、事前の計画策定等を支援する。
 - 事業継続力強化計画認定 10社/年
 - 各種共済・保険制度への加入推進(見直し含む) 30社/年
(火災保険、業務災害保険、ビジネス総合保険、経営者休業補償、休業対応応援共済、福祉共済、その他)
- 発災時における連絡体制を円滑に行うため、当所と当市との間における被害情報報告ルートを構築する。
- 発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

(感染症)

- 行政(国・県・市)や日本商工会議所からの情報を迅速に収集し、正しい知識と情報の提供に努める。
- 情報の収集、提供に当たっては、オンライン会議などを有効に活用する。
- 緊急の支援策などの重要な情報を迅速に広く広報する。
- 中小企業・小規模企業がパニックに陥ることのないよう冷静な行動を促す。
- 組織として対応できるよう、日頃から知識を共有する等の措置を講じる。
- 当所内に感染者が発生した場合についての対応や手続き(保健所や医療機関への報告や当所会館の消毒や閉館の考え方)について、あらかじめ災害発生時対応マニュアルに盛り込む。
- 館内の感染予防対策を行った上での来客者対応、オンライン会議システム等を活用した相談窓口体制など感染症リスクに機動的に対応できる体制の構築を図る。
- 感染症発生時には、専門的な知見を有する保健所などの行政機関や日本商工会議所

と緊密な連携をとり、感染症に対する正しい知識や感染防止策等の周知に努める。

※ その他

- 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに茨城県へ報告する。

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

(令和3年7月1日 ～ 令和8年3月31日)

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

当所と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

本市の地域防災計画及び国土強靱化地域計画に基づき本計画との整合性を整理し、災害発生時に速やかな応急対策等に取り組みめるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・会報や市広報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCP（事業継続力強化計画等）に積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（事業継続力強化計画等、その他即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型ウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型ウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP策定による実効性のある取組みの推進や、効果的な訓練等についての助言を行う。策定支援にあたっては、下記事業を行う。
 - 経営指導員等を対象としたBCP策定支援研修
 - 小規模事業者を対象としたBCP策定セミナー
 - 小規模事業者対象を対象とした個別支援（専門家派遣・相談会）。
 - 小規模事業者・中小事業者を対象としたリスクマネジメントセミナー
 - 小規模事業者・中小事業者を対象とした対象業種別部会を通じたセミナー

2) 商工会、商工会議所自身の事業継続計画の作成

当所は、平成24年に事業継続計画（BCP）を作成（別添）。

3) 関係団体等との連携

- ・那珂市商工会、東海村商工会と共催しBCP（事業継続力強化計画等）に関する専門家を招聘し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや事業者BCP（事業継続力強化計画等）策定支援、損害保険（ビジネス総合保険等）の加入促進等について連携して実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や障害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・事業者BCP（事業継続力強化計画等）策定支援の進捗につき、経営指導員が巡回窓口等で確認し随時必要な場合には、専門家を交えるなどフォローを行う。
- ・（仮称）ひたちなか市事業継続力強化支援協議会（構成員：当所、当市）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・避難訓練、安否確認訓練、事業継続に係るバックアップの手順確認
- ・自然災害（震度6弱以上の地震）が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

< 2. 発災後の対策 >

■大規模自然災害

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後速やかに役職員の安否報告を行う。
（SNSや安否確認システム等を活用して本会職員間での安否確認を行うとともに、業務従事の可否や大まかな被害状況；家屋被害、道路状況等）を当所と当市で共有する。

2) 応急対策の方針決定

- ・当所と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
（豪雨における例）職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する等。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、3日以内に情報共有する。
（例：被害規模の目安は以下を想定）

被害規模	被害の状況	想定する応急対応
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・ 地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・ 被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。 	①相談窓口の設置 ②被害調査 ③経営課題把握 ④復興支援業務
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・ 地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 	①相談窓口の設置 ②被害調査 ③経営課題把握
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目立った被害の情報がない。 	特に行わない

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・ 本計画により、当所と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に2回共有する
1週間～2週間	1日に1回共有する
2週間～1ヵ月	1週間に2回共有する
1ヵ月以降	1週間に1回共有する

■感染症の世界的大流行（パンデミック）

感染症の世界的大流行（パンデミック）が発生した場合は、以下の手順で対応する。

1) 管内事業者に対するリスクの周知

- ・ 発生国の経済状況・工場の稼働状況等、今後管内事業者の経営に影響を与えうるリスクについて周知する。

2) 管内事業者の被害状況の確認

- ・ 市は、来庁又は問い合わせを受けた管内事業者の被害状況を確認する。
- ・ 商工会議所は、巡回・電話等により管内事業者の被害状況を確認する。

3) 被害情報の共有

- ・ 市と商工会議所は、原則として以下の間隔で被害情報等を共有する。

海外発生期	1週間に1回共有する
国内発生早期	1週間に1回共有する
国内感染期	2日に1回共有する
国内感染拡大期	1日に1回共有する

4) 被害情報の報告

- 市と商工会議所とで情報を共有した上で、市においては県が定める期日までに県へ報告する。また、県会議所連合会が定める期日までに県会議所連合会に対しても報告を行う。

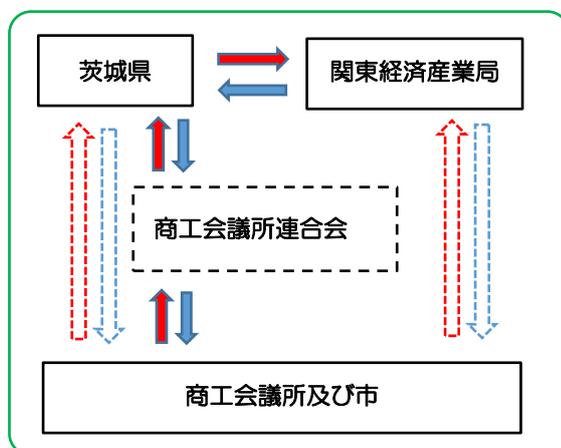
(その他)

- 新型インフルエンザや新型コロナウイルス等の感染症が拡大することで、社会生活や企業活動に多大な影響を及ぼす事態が想定される。当会議所が講じる事業継続力強化支援計画では、こうした感染症等が爆発的に流行するケースも想定したBCP対策が重要であると位置付け、以下の内容についても計画に盛り込むように指導する。
 - ① 客観的に正確な情報を収集し必要な対策を講じること
 - ② 交代勤務・在宅勤務・代替要員等の人的資源の確保
 - ③ 12か月程度を想定した運転資金の確保対策
 - ④ 職場における集団感染の予防策
 - ⑤ 仕入調達先の複数確保や、サプライチェーンにおける原材料や在庫の常時確保・保管の要請
 - ⑥ テレワーク体制の構築

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- 自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- 二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことの可否について検討する。
- 当所と当市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- 当所と当市が共有した情報を、茨城県の指定する方法にて当所又は当市より茨城県へ報告する。

(連絡体制)



(別表 2)

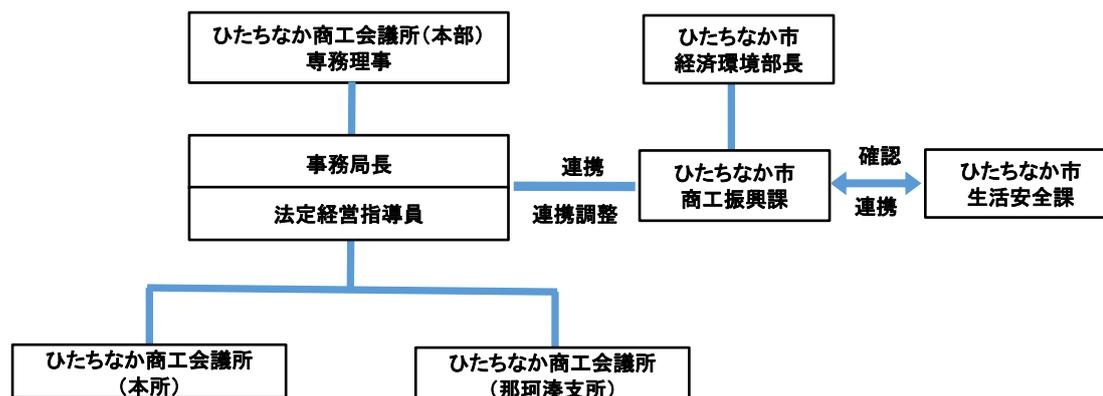
事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和3年7月現在)

(1) 実施体制

ひたちなか商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／ひたちなか市の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会議所とひたちなか市の共同体制／経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

- ① 当該経営指導員の氏名、連絡先
経営指導員 川崎 幸司(本所)、大槻 智(那珂湊支所) (連絡先は後述 (3) ①参照)
- ② 当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)
※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う
 - ・本計画の具体的な取組の企画や実行
 - ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (1年に1回以上)

(3) 商工会議所、関係市町村連絡先

① 商工会議所

ひたちなか商工会議所 企業支援部企業支援課
〒312-8716 茨城県ひたちなか市勝田中央1 4番8号
TEL : 029-273-1371 / FAX : 029-275-2666
E-mail : info@hcci.jp

ひたちなか商工会議所 那珂湊支所企業支援課
〒311-1222 茨城県ひたちなか市海門町二丁目8番1 3号
TEL : 029-263-7811 / FAX : 029-263-6859
E-mail : minato@hcci.jp

② 関係市町村

ひたちなか市役所 商工振興課

〒312-8501 茨城県ひたちなか市東石川2丁目10番1号

TEL： 029-273-0111 / FAX：029-276-3072

E-mail：shokou@city.hitachinaka.lg.jp

※ その他

- 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに茨城県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	4,500	2,550	2,550	2,550	2,550
・ 専門家派遣費	3,000	2,000	2,000	2,000	2,000
・ 協議会運営費	100	50	50	50	50
・ セミナー開催費	200	200	200	200	200
・ パンフ、チラシ作製費	200	100	100	100	100
・ 防災、感染症対策費	1,000	200	200	200	200

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、ひたちなか市補助金、茨城県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

<p>連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p>
<p>茨城県商工会議所連合会 会長 大久保 博之 〒310-0801 茨城県水戸市桜川 2-2-35 茨城県産業会館4階 那珂市商工会 会長 浅川 清司 〒311-0105 茨城県那珂市菅谷4404-7 東海村商工会 会長 佐藤 映文 〒319-1108 茨城県東海村村松北1-2-34</p>
<p>連携して実施する事業の内容</p>
<p>① 管内事業者を対象とした普及啓発セミナーの共催実施 管内小規模事業者に対する、事業活動に影響を与える自然災害等のリスクの認識に向けた周知啓発。 ② 管内事業者の事業者BCP（事業継続力強化計画等）の策定推進に向けた広報活動 事業者BCPの策定支援により、事業活動に与える影響の軽減を図る。 ③ ひたちなか市事業継続力強化支援協議会（仮称）の開催 情報交換や支援策の協議を行い、計画推進に資する活動に取り組む。</p>
<p>連携して事業を実施する者の役割</p>
<p>① 普及啓発セミナー共催にかかる周知啓発等 （連携者）茨城県商工会議所連合会、那珂市商工会、東海村商工会 （効果）より広域的な募集活動により、多数の集客が見込まれる。 ② 管内事業者の事業者BCPの策定推進 （連携者）茨城県商工会議所連合会、那珂市商工会、東海村商工会 （効果）事業者BCPの策定事業者増加につながる。 ③ ひたちなか市事業継続力強化支援協議会（仮称）への参加 （連携者）茨城県商工会議所連合会 （効果）計画推進にあたり、様々な意見を反映できる。</p>
<p>連携体制図等</p>